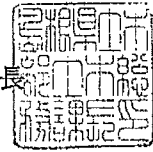


土総第552号  
平成28年9月15日

一般社団法人島根県建設業協会 様

島根県土木部土木総務課長  
(建設産業対策室)



中山間地域・離島での資格取得促進事業（島根県奨学金返還助成制度）の  
創設について（通知）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から県の土木建築行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、中山間地域・離島の生活基盤を支える人材の確保と産業・企業の維持を図ることを目的として、別添のとおり要件を満たした場合に奨学金の返還額の全部又は一部を助成する制度が創設されましたのでお知らせいたします。

貴団体の会員様や関連団体等にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 制度の概要

別添「中山間地域・離島での資格取得促進事業募集概要」のとおり

2 補足説明事項

(1) 建設産業に就職した場合の対象資格

① 建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる国家資格

〔技術検定、建築士試験、技術士試験、給水装置工事主任技術者試験、消防設備士試験(甲種)、建築設備士〕

② 建設業法第26条第1項に定める主任技術者となりうる国家資格(根拠法令で受験に必要な実務経験年数等が規定されていないもの)及び島根県測量・設計・調査等業務共通仕様書に定める主任技術者となりうる資格

〔電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、消防設備士(乙種)、技能検定(1級)、地すべり防止工事士、計装士(1級)、測量士、補償業務管理士〕

(2) 今後の実施スケジュール等

- ① 平成28年度 … 県内各学校等への説明、島根県育英会奨学金受給者への周知、等
- ② 平成29年度 … 募集開始(申請受付・審査)
- ③ 平成30年度 … 制度運用開始(免除決定通知の送付)

〔大学生等：～35年度まで(6事業年度)  
高校生等：～34年度まで(5事業年度)〕

【問い合わせ先】

島根県土木部土木総務課  
建設産業対策室 朝山  
(電話 0852-22-6429)